

入 札 説 明 書

令和 7 年度「学校の C B T 化対応試行調査」業務委託

令和 7 年 5 月
福島県教育委員会

この入札説明書は、令和7年度「学校のC B T化対応試行調査」業務委託（以下「委託業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に関する事項

（1）発注者（契約権者）

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

（2）入札の内容

ア 件名

令和7年度「学校のC B T化対応試行調査」業務委託

イ 業務の仕様等

仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者で、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（1）施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（4）国又は地方公共団体等において、この公告に示した業務又はこれと類似する業務を実施した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に、上記2に掲げる事項について証明できる次の書類を添付して、下記4に掲げる場所に提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、入札者に対して通知するものとする。なお、下記4（1）ウに規定する期日までに当該申

請を行わなかった場合には、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

(1) 会社概要（任意様式による。）

(2) 業務経歴書（様式2）

※ 資格確認通知書の返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長3号封筒を同封すること。

4 開札までの手続等に関する事項

(1) 入札に関する書類の提出場所及び日時

ア 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8688

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁義務教育課（福島県庁西庁舎5階）

電 話 024-521-7776

F A X 024-521-7968

メー ル k.gimukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

イ 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

公告の日から令和7年6月30日（月）まで

午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送により配付を希望する場合は、日本産業規格A列4版の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、320円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、上記アに掲げる課まで請求すること。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

令和7年6月6日（金）午後5時まで ※必着

エ 一般競争入札参加資格確認通知書の送付日

令和7年6月10日（火）

オ 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和7年7月3日（木）午後1時30分から

場 所 福島県庁西庁舎4階 教育総務課分室1（福島県福島市杉妻町2番16号）

なお、郵便による入札とする。

(2) 入札書の作成方法

ア 入札者は、入札書（様式4）を中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒と下記（4）ウ（ア）、（イ）に示す書類を入れ、書留郵便により提出すること。

なお、入札書については、令和7年7月1日(火)午後5時までに必着のこと。

イ 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

(ア) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

(ウ) 上記1(2)アに示す件名を記載すること。

(エ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。

(オ) 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙を別紙のとおり添付しているため参考とすること。

(3) 入札保証金

ア 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第249条第1項各号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、上記4(1)ウに掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書(様式5)、業務実績証明書(様式5-1)、業務実績証明願(様式5-2)により上記4(1)アに掲げる場所まで申請するものとする。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、上記4(1)ウに掲げる期日までに上記4(1)アに掲げる場所まで申請するものとする。

エ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条(別記3)による。

(4) 開札方法

ア 開札は、上記4(1)オで指定する日時及び場所で行う。

イ 開札は公開で行う。

ウ 開札に先立ち、入札者は発注者より次の書類について確認を受けるものとする。

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)

(入札者が本書又は写しを郵送する。)

(イ) 入札保証金を納付した領収書・・・入札者で入札保証金を納付する者

エ 再度入札について

初回入札によって落札者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象

とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

(5) 入札心得

ア 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式6。以下「質問書」という。）により、郵送又は電子メールで関係職員に説明を求めることができる。

なお、質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）により、郵送又は電子メールで回答するものとするほか、他の入札に参加しようとする者に対しても回答を送付するものとする。なお、質問書の提出期限は、令和7年5月29日（木）午後5時までとする。

イ 入札者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

(6) 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 上記2に示す入札参加資格のない者の提出した入札

イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名、押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札

ク 明らかに連合（談合）によると認められる入札

ケ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

5 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効

な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

この場合において、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

なお、くじについては、以下の手順で実施する。

(ア) 入札参加資格申請書の受付順にくじ番号(0、1、2…)を付与する。

(イ) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(ウ) 上記(イ)の計算結果による余りと一致した上記(ア)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

ウ 入札者がいないとき、又は上記4(4)エに示す再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

(2) 落札者の決定等に関する通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知するので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

6 契約にあたっての留意事項

(1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項各号(別記2)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(2) 契約書等の作成

ア 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約の取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

ウ 落札者が、上記アに定める期日までに契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(4) 契約事項
契約書（案）及び財務規則による。

7 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の委託契約手続き以外の目的に供してはならない。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が上記2に示す要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (5) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （１） 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （２） 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （３） 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （４） その他別に定めるとき。

2 （略）

別記 2

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が

第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

別記 3

(入札保証金の納付等)

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除した場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の還付)

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

様式 1

令和 7 年度「学校の C B T 化対応試行調査」業務委託の
一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

(〒 ー)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

(作成担当者・氏名)

令和 7 年 5 月 2 6 日付けで公告がありました令和 7 年度「学校の C B T 化対応調査」業務委託の一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 競争入札参加資格有資格者にかかる指名停止等の措置の有無について
有 ・ 無
- 2 本業務を実施する施設の所在地

注) 申請書には下記の書類を添付すること。

- 1 公告に示す入札参加に必要な資格要件
会社概要(任意様式による。)及び業務経歴書(様式 2)
- 2 後日、資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、1 1 0 円切手を貼った長 3 号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式 2

業務経歴書

発注者名	業務名	業務場所のある 都道府県	契約金額	契約年月日

様式 3

一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次 印

先に申請のありました一般競争入札に係る資格については、下記のとおり確認しましたのでお知らせします。

記

公告日	令和 7 年 5 月 2 6 日
件名	令和 7 年度「学校の C B T 化対応試行調査」業務委託
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有
	無
	入札資格がないと認めた場合
入札保証金の 免除について	免除する
	免除しない
	免除しないとした理由

- 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

様式 4

入 札 書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者職・氏名

印

下記のとおり入札します。

業 務 名 称 令和7年度「学校のC B T化対応試行調査」業務委託

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	円也
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

くじの数				※4
------	--	--	--	----

- (※1) 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。
- (※2) 入札額の文字の頭に¥を付すこと。
- (※3) 入札者は、見積もった額の110分の100に相当する額を入札額欄に記載すること。
- (※4) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000～999。空欄をつくらないこと。012のように0(ゼロ)を記載する。)を記入すること。

様式 5

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

住 所

商 号 又 は 名 称

代表者職・氏名

印

令和 7 年度「学校の C B T 化対応試行調査」業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証書）
- 2 入札参加者が、過去 2 年間に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない）したことを証する業務実績証明書（様式 5－1）

※ 提出書類により 1 又は 2 に○印を付すこと。

業務実績証明書

発 注 機 関	
委 託 件 名	
契 約 年 月 日	
業務内容の仕様	
契 約 金 額	

注) 業務実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- (1) 福島県が発注した契約の場合 契約書の写し
- (2) 福島県以外が発注した契約の場合
 - ア 発注機関の発行する業務実績証明願 (様式 5－2)
 - イ 業務実績証明願を添付できない場合は、内容等を証明できる書類

業務実績証明願

令和 年 月 日

様

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者職・氏名

印

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記の業務実績を証明願います。

記

発 注 機 関	
委 託 件 名	
契 約 年 月 日	
業務内容の仕様	
契 約 金 額	

上記のとおり納入されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

様式 6

令和 7 年度「学校の C B T 化対応試行調査」業務委託一般競争入札
仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県教育庁義務教育課長

質 問 者
住 所
商 号 又 は 名 称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

質問事項	質問の趣旨・内容

- (注) 1 郵送による場合は、速達郵便によること。
- 2 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。
- 3 回答の内容は、後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県教育庁義務教育課で閲覧に供する。

様式 7

令和 7 年度「学校の C B T 化対応調査」業務委託一般競争入札
仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

様

福島県教育庁義務教育課長
(公 印 省 略)

質問事項	質問の内容	回答

(注) 質問に対する回答は、別途、福島県教育庁義務教育課で閲覧に供する。